

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年9月9日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500058号

厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500099号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年11月1日から平成19年7月1日に訂正し、平成19年7月の標準報酬月額を34万円、平成19年8月から平成20年8月までの標準報酬月額を36万円、平成20年9月から同年12月までの標準報酬月額を34万円、平成21年1月から平成23年8月までの標準報酬月額を32万円、平成23年9月から平成24年2月までの標準報酬月額を30万円、平成24年3月から同年10月までの標準報酬月額を34万円に訂正することが必要である。

平成19年7月1日から平成24年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月1日から平成24年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間①のうち、平成21年9月1日から平成24年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年9月から平成22年8月までの標準報酬月額を32万円から34万円、平成22年9月から平成23年8月までの標準報酬月額を32万円から36万円、平成23年9月から平成24年2月までの標準報酬月額を30万円から36万円、平成24年3月から同年10月までの標準報酬月額を34万円から36万円とする。

平成21年9月1日から平成24年11月1日までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②から⑩までについて、請求者のA社における平成19年12月28日の標準賞与額を41万7,000円、平成20年8月12日の標準賞与額を40万5,000円、平成20年12月26日の標準賞与額を34万円、平成21年8月12日の標準賞与額を28万4,000円、平成21年12月29日及び平成22年8月12日の標準賞与額を30万5,000円、平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額を29万8,000円、平成23年12月29日の標準賞与額を29万2,000円、平成24年8月10日の標準賞与額を34万5,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月28日、平成20年8月12日、同年12月26日、平成21年8月12日、同年12月29日、平成22年8月12日、同年12月29日、平成23年8月12日、同年12月29日及び平成24年8月10日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年12月28日、平成20年8月12日、同年12月26日、平成21年8月12日、同年12月29日、平成22年8月12日、同年12月29日、平成23年8月12日、同年12月29日及び平成24年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成19年12月28日、平成20年12月26日、平成21年8月12日、同年12月29日、平成22年8月12日、同年12月29日、平成23年8月12日、同年12月29日及び平成24年8月10日の標準賞与額を訂正することが必要である。平成19年12月28日の標準賞与額を41万7,000円から46万円、平成20年12月26日の標準賞与額を34万円から38万4,000円、平成21年8月12日の標準賞与額を28万4,000円から32万1,000円、平成21年12月29日及び平成22年8月12日の標準賞与額を30万5,000円から35万2,000円、平成22年12月29日及び平成23年8月12日の標準賞与額を29万8,000円から35万2,000円、平成23年12月29日の標準賞与額を29万2,000円から35万2,000円、平成24年8月10日の標準賞与額を34万5,000円から35万2,000円とする。

平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 12 月 26 日、平成 21 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日、平成 23 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 8 月 10 日の訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年7月1日から平成24年11月1日まで  
② 平成19年12月28日  
③ 平成20年8月12日  
④ 平成20年12月26日  
⑤ 平成21年8月12日  
⑥ 平成21年12月29日  
⑦ 平成22年8月12日  
⑧ 平成22年12月29日  
⑨ 平成23年8月12日  
⑩ 平成23年12月29日  
⑪ 平成24年8月10日

A社に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がなかったため、年金事務所で確認をしたところ、平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 9 月 21 日までの期間については記録が認められた。しかし、私は、平成 16 年 10 月頃から同社との請負契約により仕事を始め、平成 19 年頃からは、同社の社員となり継続して勤務し給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間①においても厚生年金保険の被保険者期間として認め、請求期間②から⑪までに支払われた賞与を標準賞与額として記録し、保険給付の対象となるならぬにかかわらず事実上即した年金記録に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①については、A社の回答、同社から提出された請求者に係るタイムカード及び賃金台帳等の賃金に関する帳簿並びに請求者から提出された給与明細書及び預金取引明細表において確認できる同社からの振込記録等から判断すると、請求者が平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、請求期間①のうち、平成 19 年 12 月、平成 20 年 1 月、同年 3 月、同年 4 月、同年 5 月、同年 8 月、同年 9 月、同年 11 月から平成 24 年 2 月までの期間及び平成 24 年 4 月から同年 10 月までの期間については、請求者から提出された給与明細書又はA社から提出された請求者に係る賃金台帳等の賃金に関する帳簿により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間①のうち、上記期間以外の平成 19 年 7 月から同年 11 月、平成 20 年 2 月、同年 6 月、同年 7 月、同年 10 月及び平成 24 年 3 月については、B市から提出されたA社発行の請求者に係る平成 19 年分給与支払報告書並びに平成 20 年分及び平成 24 年分給与所得の源

泉徴収票において確認できる各年の社会保険料等の金額に、前述の預金取引明細表における給与振込額を基に試算される厚生年金保険料が含まれていることが推認できることから、請求者は、当該期間においても厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書又は賃金台帳等から確認できる厚生年金保険料控除額又は上記源泉徴収票等及び預金取引明細表から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成 19 年 7 月は 34 万円、平成 19 年 8 月から平成 20 年 8 月までは 36 万円、平成 20 年 9 月から同年 12 月までは 34 万円、平成 21 年 1 月から平成 23 年 8 月までは 32 万円、平成 23 年 9 月から平成 24 年 2 月までは 30 万円、平成 24 年 3 月から同年 10 月までは 34 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時。平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対し提出したか否かについては不明と回答しているが、請求者の A 社における現在の厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成 24 年 11 月 1 日）に係る厚生年金保険被保険者資格取得届は、平成 27 年 3 月 9 日に年金事務所に提出されたものであることが確認できることから、社会保険事務所は、請求者の平成 19 年 7 月 1 日から平成 24 年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 21 年 9 月から平成 24 年 10 月までの期間については、上記給与明細書又は賃金台帳等により確認できる各年の 4 月から 6 月までの報酬月額を基に決定される標準報酬月額（定時決定）が、厚生年金特例法により認められる前述の標準報酬月額より高いことが確認できる。

したがって、請求者の A 社における標準報酬月額に係る記録を、平成 21 年 9 月から平成 22 年 8 月までは 34 万円、平成 22 年 9 月から平成 24 年 10 月までは 36 万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

請求期間②及び請求期間④から⑩までの期間については、請求者から提出された賞与明細書又は A 社から提出された請求者に係る賃金台帳等の賃金に関する帳簿により、請求者は、平成 19 年 12 月 28 日、平成 20 年 12 月 26 日、平成 21 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日、平成 22 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日、平成 23 年 8 月 12 日、同年 12 月 29 日及び平成 24 年 8 月 10 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、請求期間③については、B 市から提出された請求者に係る A 社発行の平成 20 年分給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額に、前述の預金取引明細表における賞与振込額を基に試算される厚生年金保険料が含まれていることが推認できることから、請求者は、平成 20 年 8 月 12 日に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

さらに、請求者の請求期間②から⑩までの標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき

標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書又は賃金台帳等から確認できる厚生年金保険料控除額又は上記源泉徴収票及び預金取引明細表から推認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年12月28日は41万7,000円、平成20年8月12日は40万5,000円、平成20年12月26日は34万円、平成21年8月12日は28万4,000円、平成21年12月29日及び平成22年8月12日は30万5,000円、平成22年12月29日及び平成23年8月12日は29万8,000円、平成23年12月29日は29万2,000円、平成24年8月10日は34万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間②から⑩までの期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年12月28日、平成20年8月12日、同年12月26日、平成21年8月12日、同年12月29日、平成22年8月12日、同年12月29日、平成23年8月12日、同年12月29日及び平成24年8月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②及び請求期間④から⑩までの期間については、上記賞与明細書又は賃金台帳により確認できる賞与支給額に見合う標準賞与額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額より高いことが確認できる。

したがって、請求者のA社における標準賞与額に係る記録を、平成19年12月28日は46万円、平成20年12月26日は38万4,000円、平成21年8月12日は32万1,000円、平成21年12月29日、平成22年8月12日、同年12月29日、平成23年8月12日、同年12月29日及び平成24年8月10日は35万2,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（訂正前の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500254号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500051号

## 第1 結論

昭和52年6月から昭和54年3月までの請求期間及び昭和60年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和52年6月から昭和54年3月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

請求期間①について、A市(現在は、B市)において自身で国民年金の加入手続きを行い、私の父母が、納付組織を通じて家族3人分の国民年金保険料を3か月ごとに、各期の納付期限までに一緒に納付してくれた。

また、請求期間②を含む昭和59年度の1年分の国民年金保険料は、私が妻に指示して、昭和59年5月頃に納付書により金融機関で妻の保険料と併せて一括前納させた。

請求期間①及び②について、未納の記録となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、A市において自身で国民年金の加入手続きを行い、父母が、納付組織を通じて3か月ごとに各期の納付期限までに国民年金保険料を納付してくれたとしている。

しかしながら、請求者は、請求期間①に係る国民年金保険料を納付したとする父母について、両親は高齢のため当時の状況等に関する記憶は明確でないとしており、請求期間①の具体的な納付状況等が不明である。

また、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、請求期間①後の昭和54年4月12日にA市で払い出されていることが確認できることから、請求者はこの払出時点まで国民年金に未加入であり、請求者の父母が請求期間①に係る国民年金保険料について、同市の納付組織を通じて納付期限内に納付することはできない。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に別の記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も別の記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

請求期間②について、請求者は、当該期間を含む昭和59年度の1年分の国民年金保険料を、「妻に指示して、昭和59年5月頃に納付書により金融機関で妻の保険料と併せて一括前納させた。」としている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者夫婦は、昭和59年度の国民年金保険料の納付について、昭和59年4月から同年6月までの保険料を同年8月31日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年11月29日に、同年10月から同年12月までの保険料を昭和60年

3月1日にそれぞれ分納していることが確認でき、請求者の主張と相違する。

また、請求者が自身の国民年金保険料と併せて前納させたとする妻も、オンライン記録によると、請求期間②の保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者夫婦が一括で前納したとする一人分の国民年金保険料額は、昭和59年度の1年分の保険料を前納した場合の保険料額と大きく相違する。

そのほか、請求者が、請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間①及び②について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500255号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500052号

## 第1 結論

昭和60年1月から同年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年1月から同年3月まで

請求期間を含む昭和59年度の1年分の国民年金保険料は、私の夫に指示されて、昭和59年5月頃に納付書により金融機関で夫の保険料と併せて一括前納した。

請求期間について未納の記録となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間を含む昭和59年度の1年分の国民年金保険料を、「夫に指示され、昭和59年5月頃に納付書により金融機関で夫の保険料と併せて一括前納した。」としている。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者夫婦は、昭和59年度の国民年金保険料の納付について、昭和59年4月から同年6月までの保険料を同年8月31日に、同年7月から同年9月までの保険料を同年11月29日に、同年10月から同年12月までの保険料を昭和60年3月1日にそれぞれ分納していることが確認でき、請求者の主張と相違する。

また、請求者が自身の国民年金保険料と併せて前納したとする夫も、オンライン記録によると、請求期間の保険料が未納となっていることが確認できる。

さらに、請求者夫婦が一括で前納したとする一人分の国民年金保険料額は、昭和59年度の1年分の保険料を前納した場合の保険料額と大きく相違する。

加えて、請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500303号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500053号

## 第1 結論

平成3年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から平成5年3月まで

年金事務所で年金記録を確認したところ、平成3年4月から平成5年3月までの国民年金保険料が未納とされていた。母は、私が大学生だった時に、私と弟の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、自身が大学生だった頃、請求期間当時同居していた請求者の母が、自分と弟の国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料についても納付してくれていたと主張している。

しかしながら、請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の証言を得られない上、請求者は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、請求期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付の状況について不明である。

また、請求者の弟の国民年金手帳記号番号は、請求者が大学生であった請求期間当時ではなく、請求者が厚生年金保険の被保険者資格を取得した後の平成6年6月に払い出されていることが確認でき、請求者が記憶する国民年金の加入手続時期と相違している。

さらに、請求者には国民年金手帳記号番号が払い出されておらず、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者記録は、請求者の厚生年金保険の記号番号を基に平成9年1月1日に付番された基礎年金番号により平成11年10月26日に記録追加されていることから、請求者はその時点まで国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付できない上、上記の記録追加時点においても、請求期間に係る保険料は時効により納付することができない。

加えて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより請求者に記号番号が払い出されているか調査したが、該当の記号番号は見当たらず、請求者も国民年金手帳記号番号が記載された年金手帳を所持していない。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500283号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500086号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和43年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務していた際の厚生年金保険の資格喪失日に誤りがある。退職日は平成6年3月31日であったが、日本年金機構の記録では、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がない。正しい記録に訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

事業主から提出された請求者に係る人事記録及び雇用保険の加入記録により、請求者が請求期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、事業主から提出された厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書により、資格喪失年月日欄に「平成6年3月31日」、備考欄に「平成6年3月30日退職」と記載されていることが確認でき、事業主は、請求者に係る賃金台帳等の資料が見当たらないことから、請求期間に係る厚生年金保険料の控除については不明と回答している。

また、B銀行から提出された請求者の給与口座に係る取引経過一覧表により、請求期間及びその前後の期間にA社からの入金額は確認できるものの、当該入金額は一定ではなく、請求者は毎月の給与には残業手当が含まれていた旨陳述していること等から、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを推認することができない。

さらに、請求者と同様に資格喪失日が月初めの1日付けではない同僚14人に照会を行ったところ、4人から回答があったが、給与明細書等を保管している者はいない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。